

平成 22 年 11 月 18 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 全国地方銀行協会 経理部会

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見

1. 公表される市場価格のない株式（非上場株式等）への投資の分類

【意見】

- ・ 公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、取得原価で測定する取扱い（案 2）が適当と考える。

【理由】

現状、公表される市場価格のない株式（非上場株式等）の公正価値を信頼性をもって測定する方法は必ずしも確立されておらず、仮に公正価値を測定しようとする場合には、詳細かつ多様なデータが必要となり、多大な手間とコストを要するものと考えられる。

また、そうした手間とコストをかけたとしても、その公正価値を真に信頼性をもって測定することは困難である。

むしろ、各社が独自に算定した公正価値に基づく財務情報は、利用者（投資家等）の判断を誤らせるおそれがある。

2. 一定の株式（いわゆる持合株式等）への投資のリサイクリングの取扱い

【意見】

- ・一定の株式（いわゆる持合株式等）の評価損益を純損益で認識しない場合（「その他の包括利益」で認識した場合）でも、処分時における売却損益は純損益で認識する（リサイクリングを行う）取扱い（案B）が適当と考える。

【理由】

当該決算期末時点における時価を反映した（実際のキャッシュ・フローを伴わない）株式の「評価損益」と、実際に株式を売却して実現した「売却損益」とでは、利益の意味合いが異なる。株式の売却は、実際のキャッシュ・フローを伴う実取引であり、投資の結果として生じた取得価額と処分価額の差額（売却損益）は純損益に反映されるべきである。

従来、わが国では純損益を企業の総合的業績指標と捉え、純損益をベースにした各種収益性指標や投資効率を示す指標等が広く活用されてきている。このため、純損益の有用性は高く、仮にリサイクリングを行わないこととした場合には、わが国の会計慣行等に大きな影響を及ぼしかねない。

以 上